

## 吹田市公告第152号

吹田市個人番号カード交付等関連業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年4月9日

吹田市長 後藤 圭二

### 記

#### 制限付一般競争入札実施要領

##### 1 業務名

吹田市個人番号カード交付等関連業務

##### 2 履行場所

吹田市役所本庁舎内（吹田市泉町1丁目3番40号）及び吹田市が指定する場所

##### 3 履行期間

令和6年9月1日から令和9年10月31日まで（38か月）

##### 4 契約期間

契約締結日から令和9年10月31日まで

##### 5 業務内容

- (1) コールセンター業務
- (2) 問い合わせ対応等業務
- (3) 個人番号カード申請窓口業務
- (4) 個人番号カード管理システム及び交付予約システムの準備及び運用・管理業務
- (5) 個人番号カード交付準備業務
- (6) 個人番号カード交付窓口業務
- (7) 個人番号カード電子証明書更新予約システムの準備及び運用・管理業務
- (8) 個人番号カード電子証明書更新窓口業務
- (9) 個人番号カード健康保険証・公金口座連携支援業務
- (10) 個人番号カード広報等関連業務

## 6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であること。また、大阪府内に事業所を有する者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (6) 平成27年度以降に、本市と同程度以上の人口（30万人以上）の地方自治体において、個人番号カード交付等関連業務（「5 業務内容」を参照）を受託した実績を有すること。
- (7) 前号の業務に1年以上従事した実績を有しマイナンバー実務検定2級以上あるいは個人情報保護士の資格を有する者を、本入札案件の業務責任者として従事させ、かつ履行期間中は本市に常駐させることができること。
- (8) プライバシーマークの付与認定を受けている者又はI SMS / I SO 2 7 0 0 1 の認証を取得している者であること。

## 7 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、制限付一般競争入札参加資格確認申請書等の書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

### (2) 書類の提出

#### ア 提出書類

- (ア) 【様式1】 制限付一般競争入札参加資格確認申請書
- (イ) 【様式2】 会社概要書
- (ウ) 【様式3】 受託業務実績調書
- (エ) 【様式4】 業務責任者調書
- (オ) プライバシーマークの付与認定又はI SMS / I SO 2 7 0 0 1 の認証の写し

#### イ 提出期間

令和6年4月9日（火）から令和6年4月23日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ウ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市市民部市民課（中層棟1階）

電話 （06）6384-1236（直通）

エ 書類の取得方法

吹田市のホームページ（ホーム>産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 【委託】令和6年度一般競争入札（業務委託）一覧）からダウンロードすること。

オ その他

（ア）書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（イ）提出された書類は、返却しない。

（ウ）書類は持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

- （3）入札参加資格の確認の結果は、令和6年4月26日（金）までに、申請者に電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。また、入札参加資格を有すると認められた者については、併せて説明会開催の案内も通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

- （4）提出期間内に書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- （5）入札参加資格の確認で資格有の確認を受けた者が1者であってもこの入札は有効とする。

8 入札参加資格がないと確認された者に対する理由の説明

- （1）入札参加資格がないと確認された者は、その理由について、「吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領」に基づき、申立てにより説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月8日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市市民部市民課（中層棟1階）

電話 （06）6384-1236（直通）

ウ 提出方法

書類は持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

- （2）説明を求められた場合には、求めた者に対して電子メール及び書面の郵送により回答する。

## 9 現場説明会の開催

### (1) 開催日時

令和6年5月7日(火) 午前10時00分

### (2) 開催場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 入札室

### (3) その他

ア 現場説明会に出席しなかった者は、当該日において、本業務に係る制限付一般競争入札の参加を辞退したものとみなす。

イ 入札書及び仕様書等は、現場説明会で配付する。

## 10 仕様書等に対する質疑及び回答

質疑書の様式は、現場説明会終了後、現場説明会参加者宛てに電子メールにて送信する。

### (1) 質疑書受付期間

令和6年5月7日(火) 現場説明会終了後から令和6年5月10日(金) 午後5時30分まで

### (2) 質疑書受付方法

電子メールにより受け付ける。

電子メールの件名を、「【会社名(略称可)】吹田市個人番号カード交付等関連業務に関する質問」とし、「shimin\_k@city.suita.osaka.jp」にメールを送信すること。

### (3) 回答期日及び方法

令和6年5月14日(火) 午後5時30分までに電子メールにより、現場説明会に出席した全ての者に回答する。なお、質疑がなかった場合は、電子メールは送信しない。

## 11 入札日時及び入札場所

### (1) 入札日時

令和6年5月22日(水) 午前10時00分(時間厳守)

### (2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟3階 入札室

### (3) その他

ア 入札は、上記日時及び場所に出席して行うこととし、郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の

執行を延期する。

#### 12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

#### 13 入札金額

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。また、それに係る費用については、受託者が負担すること。

#### 14 入札の保証

吹田市市財務規則第98条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

#### 15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において、前記6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

#### 16 落札者の決定

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合でも入札は成立するものとする。
- (2) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しないものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (4) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (5) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

## 17 積算内訳書の提出

落札者は、落札者決定時に積算内訳書を提出しなければならない。よって、積算内訳書の金額と入札書の入札金額を一致させておくこと。

## 18 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

## 19 落札決定の取消

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- （1）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （2）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （3）入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
- （4）正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

## 20 契約の保証

落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- （1）契約保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- （4）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

## 21 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

## 22 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

23 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市市民部市民課（中層棟1階）

電話 06-6384-1236（直通）

メールアドレス [shimin\\_k@city.suita.osaka.jp](mailto:shimin_k@city.suita.osaka.jp)

以上